

公立大学法人周南公立大学における研究活動の不正行為防止計画

令和 6年 3月 21日
学長決定

公立大学法人周南公立大学において、研究活動の不正行為を防止するため「公立大学法人周南公立大学の研究活動上における不正行為への対応等に関する規程」第6条に基づき、次のとおり不正防止計画を策定し、これを実施する。

区分	不正を発生させる想定要因	具体的な取り組み内容
1 不正行為の管理体制及び取り組み	①研究活動の運営・管理に係る者の責任と権限が明確になっていない。	①本学の最高管理責任者は学長、統括管理責任者を副学長（研究推進担当）、研究倫理教育責任者を学部長とし、HP等で職名を公開する。 ②研究倫理教育責任者は、研究に携わる全ての教職員に対し、研究倫理教育を実施し、研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を有する。
	②研究活動の管理・運営に関する学内ルールが策定されていない。	①研究活動の管理・運営に関する学内ルールとして「周南公立大学における研究活動の不正行為防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を定める。 ②行政官庁のルール変更に伴い、不正防止計画の見直しを行う。 ③不正防止計画の見直しを行った場合は、学内説明会等を開催し、研究に携わる全ての教職員へ周知を図る。
	③研究倫理協一句の実施体制等が不明確である。	①研究に携わる全ての教職員を対象に、研究倫理教育を2年に1回実施する。 ②研究倫理教育の実施にあたって、教育内容の理解度を調査等で把握し、さらなる周知の徹底を図るものとする。 ③学生等に対しての研究倫理教育については、独自リーフレット等を使用し指導を行い、理解の徹底を図る。
	④適正な研究活動の実施を誓約させ、意識向上を図る手段がない。	①研究倫理教育受講後に、誓約事項を記載した誓約書の提出を求める。 (1)学内諸規定の遵守。 (2)不正行為を行わないこと。 (3)不正行為をした場合は、学内規定による懲戒、配分機関による処分、ならびに法的責任を受けること。 (4)上記のほか、誓約を要する事項。
	⑤研究活動で得られたデータ等が保存・開示されていない。	①研究成果の発表において、その成果の基となる調査結果、実験過程、実験結果、分析データ等の研究データを一定期間保存する。 ②保存した研究データの必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示する。

2 告発等の対応	①学内外から研究活動の不正行為に関する告発等を受ける窓口が設置されていない。	①学内外から研究活動上の不正行為に関する告発等を受ける窓口として総務部総務課を充てる。 ②告発等を受ける窓口、手続き等を本学ホームページで公表し、広く学内外に周知する。
	②告発者等の保護について不明確なため、告発しにくい状況である。	①告発者等の個人情報の保護のため、告発者等の氏名、所属、告発内容等、その他告発者等を特定する個人情報は、告発者等の同意が得られない場合、公開しない。 ②告発者等が告発等をしたことを理由として、告発者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行わない。 ③告発者等が告発等をしたことを理由として、告発者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じる。
	③不正行為が認定された場合の懲戒等の処分が不明確である。	①研究活動の不正行為が認定された場合、必要に応じて不正行為に関与した研究者、所属、不正行為の内容等を公表する。 ②不正行為に関与した者に対して、学内規程に定める懲戒処分等を行う。